

## 第三期御殿場市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書

### 1. 業務名

第三期御殿場市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

### 2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日翌日から令和7年3月31日まで  
令和5年度から6年度までの債務負担行為による2か年の契約とする。

### 3. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、御殿場市子ども・子育て会議等の運営支援、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、御殿場市子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、本市の実情に即した計画の策定を支援するとともに、計画書を作成することを目的とする。

### 4. 業務内容

#### (1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

##### ア. 調査対象者及び標本数

①未就学児童の保護者 1, 300票

②小学生児童の保護者 1, 000票

※調査票は、①については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに御殿場市独自の設問を加え、②については子ども・子育て支援事業計画（第二期）で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。調査票は、御殿場市子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

##### イ. 抽出方法

御殿場市が、住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出。

##### ウ. 調査方法

未就学児童の保護者：施設配布及び郵送配布・Web 回答

小学生児童の保護者：郵送配布・Web 回答

Web 調査票の設計及び告知案内文書印刷、発送用封筒の印刷、宛名ラベル貼付及び郵送配布は受託者が行い、宛名ラベルの作成、発送用封筒の用意は御殿場市が行う（発送にかかる経費は受託者が負担する）。回収率は 60%程度を想定している。なお、保育所等入所児童のいる世帯、幼稚園就園児のいる世帯又は小学校への就学児のいる世帯へは、保育所等、幼稚園又は小学校経由で配布することも考えられるため、事前に御殿場市と

協議すること。また、使用する Web アンケートシステム（LoGo フォーム）は、御殿場市が用意するものとする。

エ. 調査期間

令和 6 年 2 月～3 月（約 1 か月間程度）

オ. 集計

調査結果については、単純集計、クロス集計等により、年齢別、類型別、地区別等分析に必要な集計を行うこと。

カ. 報告とりまとめの期限

令和 6 年 5 月末

※ただし、令和 6 年 4 月末までに集計結果の速報値を「中間報告」として提出する。

（2）関係団体等調査

支援ニーズに応えるための地域の資源量及び今後必要となる資源量を把握するために、関係団体等を対象に簡易シート式調査を実施する。調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要事項を記入する方法とする。関係団体等への配布・回収は御殿場市が行い、受託者が結果の取りまとめを行うこととする。なお、使用する Web アンケートシステム（LoGo フォーム）は、御殿場市が用意するものとする。

（3）現状の分析と課題の整理

（1）（2）の結果及び子ども・子育て支援事業計画（第二期）の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき御殿場市の課題を抽出する。

（4）需要量の推計・目標量の検討

（1）（2）（3）の調査結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを区域ごと推計する。また、推計結果に御殿場市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、御殿場市の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、各種事業の確保量の検討を支援する。

（5）事業計画案の策定支援

これまでの業務成果を反映し、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

（6）御殿場市子ども・子育て会議の支援

次の会議に出席し、必要に応じて説明や発言をするほか、会議資料や議事録の作成を行う。なお、議事録は発言要旨録でも構わないが、会議の概要がわかるよう必要十分な情報量とすること。また情報発信のため、市ホームページ等に掲載する形式での資料及び議事録（発言した委員を匿名にする等）も併せて作成すること。

ア 子ども・子育て会議 3～5 回程度

イ 庁内会議 3～5 回程度

## ウ 担当者打合せ

### (7) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して御殿場市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

### (8) 計画書及び概要版の作成

確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成する。

### (9) 法律や制度などの動向に関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

そのため、第3期子ども・子育て支援事業計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例（国資料をそのまま使用・提出することは一切認めない。）などの情報を提供する。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめること。

### (10) こども政策推進会議資料等の要約版の納品

今後の子ども・子育て制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議等について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。

### (11) 各種情報提供の実施

児童福祉分野は地方創生整備推進交付金を中心に各種分野横断型の施策が多く存在している。

また、本計画は単純な児童福祉施策のみならず、地域活性化・町づくり・地方創生・地域共生社会の実現など多岐多様な市施策に結びついている。そのため本計画の性質上、各個別施策についても熟知している必要がある。

よって、各個別分野施策ごとに平成30年度から令和5年度までの各年20件程度の情報提供を求める。

- 1 介護・障害・地域福祉分野
- 2 外国人材・雇用・労働・次世代育成分野
- 3 学校教育・生涯学習分野
- 4 観光・移住・定住分野
- 5 議会・選挙・広聴分野
- 6 空き家・国土交通・環境分野
- 7 健康・食育・自殺対策分野
- 8 行財政改革・業務見直し分野
- 9 産業・経済分野

- 10 情報セキュリティ・ICT 分野
- 11 職員育成・働き方改革分野
- 12 男女・子育て支援分野
- 13 地方創生・まちづくり分野
- 14 防災・都市計画分野

(12) こども計画、子ども・若者計画策定のための情報提供

こども計画及び子ども・若者計画を策定（又は上位計画に位置付け一体化）するために政策判断を要するため、受注者は発注者に絶えず情報提供を行う。また、当事者及び関係者の意見聴取のための手法について情報提供を併せて実施する。

## 5. 成果品

- (1) ニーズ調査報告資料：A 4 判 1 0 0 頁程度（データ 1 式）
- (2) ニーズ調査ローデータ：データ 1 式
- (3) 計画書：A 4 判 1 0 0 頁程度（データ 1 式）
- (4) 計画書概要版：A 4 判 8 頁程度（データ 1 式）
- (5) 法律や制度などの動向に関する情報提供：データ 1 式
- (6) こども政策推進会議資料等の要約版：紙資料 1 式
- (7) 各種情報提供資料：データ 1 式

## 6. 完了届

受注者は事業完了後、速やかに完了届、納品書とともに成果品を提出し、担当課の最終審査を受けなければならない。

## 7. 委託料の支払い

完了届最終審査後に行う。

## 8. その他

- (1) 業務にあたっての資料及び成果は、全て御殿場市に帰属するものとし、御殿場市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の詳細及び日程の管理については、御殿場市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 業務に関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (4) 個人情報については、御殿場市個人情報保護条例の規定に従い、適切に扱うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、御殿場市と協議のうえ決定するものとする。